

5 職員の服務の状況

(1) 職員の職務に係る倫理の保持の取組の状況

平成12年4月に石狩市職員倫理規程を制定し、利害関係者（市と契約を締結している者、市からの許認可等を受けている事業者など）からの金銭、物品等の贈与などの無償提供等の規制、また、利害関係者との旅行、会食等も規制し、市民からの不信を招く行為を防止し、公務への市民の信頼確保に努めています。

なお、私的な関係にある利害関係者との旅行等、利害関係者との職務上による会食については、職員倫理委員会への報告が義務付けられております。

【職員倫理委員会への報告(平成25年4月1日～平成26年3月31日)】

| 区分 | 分 | 報告件数 |
|----------------------|---|------|
| 私的な関係にある利害関係者との旅行、遊技 | | 0件 |
| 利害関係者との職務上による会食 | | 17件 |
| 合計 | | 17件 |

(2) 職員の営利企業等従事許可の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

| 区分 | 分 | 申請人数 | 許可人数 |
|---|---|------|------|
| 報酬を得て事業又は事務に従事する場合 (選挙・体育指導員・児童相談所協力員) | | 250人 | 250人 |
| 自ら営利を目的とする場合 | | 0人 | 0人 |
| 合計 | | 250人 | 250人 |